

# 委託業務特記仕様書（令和8年7月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和8年7月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和8年7月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和8年7月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

## （成績評定の選択制（試行））

- 第2条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

## （受発注者共同による品質確保）

- 第3条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

## （ウィークリースタンス）

- 第4条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り

組まなければならない。

(1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

(2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

(3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

#### **（業務スケジュール管理表）**

**第5条** 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

#### **（Web会議【発注者指定型】）**

**第6条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### **（Web検査【発注者指定型】）**

**第7条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### **（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）**

**第8条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希

望型)」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

### **(オンライン電子納品)**

**第9条** 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

### **(情報共有システム活用業務【受注者希望型】)**

**第10条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukouyouuu/>

### **(熱中症対策費（施設・設備）の対象業務)**

**第11条** 本業務は、熱中症対策費（施設・設備）の適用対象業務である。

- 2 管理技術者等は、熱中症対策（施設・設備）を実施する場合は、「熱中症対策費（施設・設備）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314043/>

### **(本業務の特記仕様事項)**

**第12条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

- 1 別紙「R8徳土 徳島小松島港（沖洲外地区） 徳・東沖洲1 突堤修繕設計業務 特記仕様書」による。

## R 8 徳土 徳島小松島港（沖洲外地区） 徳・東沖洲 1 突堤修繕設計業務 特記仕様書

### 1. 業務目的

徳島小松島港（沖洲（外）地区）のマリンピア東突堤（B-7-3）は、過年度の施設点検において、被覆ブロックの移動が確認され、要事後保全対策が必要な段階にある。

本業務は、当施設の修繕設計を行うものである。

### 2. 業務内容

#### 2.1 共通

##### (1) 打合せ

本業務を遂行するにあたっては、調査職員と十分な打合せを行う。打合せは、協議着手時（1回）、中間打合せ時（1回）、成果提出時（1回）の計3回とする。

#### 2.2 突堤修繕設計

##### (1) 設計計画

業務の実施に先立ち、この業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画・立案する。

##### (2) 現地踏査

業務着手後、現地踏査を実施し、施工上の支障物件や計画上の課題等を確認する。踏査結果は写真を含む記録表として整理し、抽出された問題点及び対応方針について受発注者間で協議・共有する。

##### (3) 資料収集・整理

業務に必要な既往設計および工事図書、維持管理計画書、測量データ等を収集し整理・提案する。

##### (4) 修繕断面の検討

当初設計に基づき設計条件を整理・設定し、過年度点検結果に基づく変状原因の分析を踏まえ、変状の進展抑制および再発防止の観点を考慮した上で、堤体の安定性及び施工性を満足する最適な修繕断面を決定するものとする。

なお、修繕断面は徳島南部自動車道徳島沖洲 I C 付近に仮置きしている消波ブロックの再利用を前提として検討する。

##### (5) 安定性の照査

設計波高に対して、再利用する消波ブロックの安定性を照査する。

**(6) 施工計画**

上記計画の施工方法と工程計画の検討、ならびに施工ヤードの計画を行う。また、概算工事費を算出する。

**(7) 図面作成**

決定した構造諸元について、平面図、標準断面図および構造図等の図面を作成する。

**(8) 数量計算**

設計図に基づき材料等の数量を計算する。

**(9) 消波工移設検討**

沖洲マリンターミナル前面水域（沖洲導流堤背後）に設置されている消波ブロックについて、安定性、施工性、経済性等を踏まえ、複数の移設先案を検討する。

なお、移設先における地形条件、海象条件については既往資料に基づくものとする。

**(10) 照査**

業務内容の一切の照査を行う。

業務完了1カ月以上前に、照査した図面、数量計算を提出し、監督員の内容確認を完了すること。

**(11) 報告書作成**

業務の目的と特記仕様書を踏まえ、業務の方法、過程、結論について記載した報告書を作成する。